

令和5年度

集團指導資料

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業

福岡市 福祉局 高齢社会部
事業者指導課

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に関する事項

目 次

I	定期巡回・随時対応型訪問介護事業とは	1
II	人員に関する基準	2
III	設備に関する基準	6
IV	運営に関する基準	8
V	人員及び運営に関する基準の特例	25
VI	報酬に関する基準	26
	○介護保険関連情報のホームページアドレスについて	41

I 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業とは

要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであり、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するものである。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供するサービス

(1) 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

「訪問介護員等」

介護福祉士介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修課程修了者又は(旧)訪問介護員養成研修1級・2級の研修課程を修了した者

(看護師及び准看護師資格所有者は、本市では訪問介護員養成研修1級課程を修了したものとして取り扱っている。)

- 定期巡回サービスについて、「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。

また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。

(2) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス

「看護師等」

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

- 随時対応サービスについては、利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応すること。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに

組み替える等の対応を行うこと。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めること。

(3) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

- ・随時訪問サービスについては、随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があります等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ること。

(4) 訪問看護サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

- ・医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではないこと。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれること。

II 人員に関する基準

○ 暴力団排除（福岡市独自基準）

役員、管理者その他従業者、取引先について暴力団を排除すること。

※ 指定、指定更新、役員・管理者の変更があつた際は暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

1 管理者

- ・事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の者であること。
- ・ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

* 当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、又は訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者の職務に従事する場合

* 当該事業所が訪問介護事業者、訪問看護事業者又は夜間対応型訪問介護事業者の指定を合わせて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営され

ている場合の、訪問介護事業所、訪問看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合

- ＊同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合

（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考え。ただし、施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合もある。）

※なお、福岡市では、3役以上の職務の兼務は、管理上支障があると判断しているため、兼務は2役までであり、他の職務に従事する時間が管理者としての勤務時間を超えないこと。

- ・管理者は、オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はない。

2 オペレーター

(1) 提供時間帯を通じて、1以上確保されるために必要な数以上配置すること。

- ・サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。
- ・事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。
- ・午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められている場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。

(2) オペレーターは看護師、介護福祉士等（看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者）でなければならない。

- ・ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

「その他厚生労働大臣が定める者」

医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員

厚生労働大臣が定める「特に業務に従事した経験が必要な者」

介護職員初任者研修過程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者のサービス提供責任者

(3) オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

- ・同一敷地内の訪問介護事業所及び訪問看護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができる。

(4) オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。

- ・ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス及び訪問看護サービス並びに同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- ・当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たすことができる。

(5) 事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、専従の要件にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。(資格要件を満たすものに限る。)

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

- ・当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できないため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬の加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。

(6) 当該事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは随時訪問サービスに従事することができる。

3 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

- 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上を配置すること。
- サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。

4 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

(1) 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上を配置すること。

- 午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。

(2) 随時訪問サービス等を行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。

- 利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

(3) オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

- サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。

5 訪問看護サービスを行う看護師等

(1) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を、常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。

- サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、事業所の実情に応じた適当数を配置する（配置しないことも可能である。）こと。
- 事業所の看護職員がオペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間数として算入して差し支えない。
- ただし、訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入できない（当該勤務時間と

訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取り扱うこと。

(2) 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

(3) 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保されたものでなければならない。

(4) 事業者が、訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合に、訪問看護事業において常勤換算方法で2.5以上となる看護職員数を満たすときは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業においても常勤換算方法で2.5以上となる看護職員数を満たしているものとみなすことができる。

6 計画作成責任者

- 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任すること。
- オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については、当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。
- 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできる。

Ⅲ 設備に関する基準

1 専用区画

- 事業所には、事業の運営（利用申込の受付、相談等）を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。
- 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

2 設備及び備品等

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等を備えること。

- 利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にこれらの情報が把握できるものでなければならない。
- 事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分配慮したうえで、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えること。

- 必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできる。したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えない。

(3) ケアコール端末

- 利用者が援助を必要とする状態となったときに、ボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器（ケアコール端末）を配布しなければならない。
- ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも炊事の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えない。
- 利用者に配布されるケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機器のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、随時対応サービスの提供に必要な設備を双方の事業で共用することができる。

IV 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、「運営規程の概要」「従業者の勤務の体制」「事故発生時の対応」「苦情処理の体制」「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」等の利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき、文書により利用申込者の同意を得なければならない。

＜実地指導における不適正事例＞

- 重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がない。
- 重要事項についての説明及び書面交付の記録がない。
- 重要事項説明書の記載内容が契約書や運営規程の内容と異なっている。

2 提供拒否の禁止

- 正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。

※提供を拒むことのできる正当な理由の例※

- 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合
- 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

3 サービス提供困難時の対応

- 当該事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

4 受給資格等の確認

- サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 当該利用者の被保険者証に、地域密着型サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

5 要介護認定の申請に係る援助

- ・サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行なわれていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに（遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに）当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

6 心身の状況等の把握

- ・サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<実地指導における不適正事例>

- ・サービス担当者会議等の記録が残されていない等、利用者の心身の状況等を把握していない。

7 居宅介護支援事業者等との連携

- ・サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ・サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- ・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

<実地指導における不適正事例>

- ・居宅サービス計画の内容に沿ったサービスの提供が行われていない。

9 居宅サービス計画等の変更の援助

- ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

<実地指導における不適正事例>

- ・本人の心身の状況等により居宅サービス計画の内容の変更が必要だと認識しているにもかかわらず、居宅介護支援事業者へ連絡する等の必要な援助を行っていない。

10 身分を証する書類の携行

- ・従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

11 サービスの提供の記録

- ・サービスを提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額（保険給付の額）その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス利用票）に記載しなければならない。
- ・サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

＜実地指導における不適正事例＞

- ・サービスの提供内容、利用者の状況についての記録不十分である。
（利用者へ提供した内容が訪問介護サービスなのか訪問看護サービスなのかの記載がない等）
- ・サービスの提供記録の日付や内容の漏れ、記載誤り等の不備が散見される。

12 利用料等の受領

- ・法定代理受領サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型サービス費用基準額から定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- ・法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受け利用料の額と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- ・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受け取るとは認めないこととしたものである。
- ・費用の額の支払を受けるときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- ・利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められないものである。（なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものである。）

＜実地指導における不適正事例＞

- 領収証を発行していない。
- 介護保険に係る費用とそれ以外の費用が区別されていない。
- 事業ごとに会計経理が区分されていない。

13 保険給付の請求のための証明書の交付

- 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針

- 定期巡回サービス及び訪問看護については、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。
- 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。（※平成27年度から介護・医療連携推進会議を活用した評価の実施が必須。）

15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針

- 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
- 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。

- サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- サービスの提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

16 主治の医師との関係

- 常勤看護師等は、主治の医師（利用申込者の選定により加療している医師）の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。
- 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る）及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 医療機関が運営する場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診察に関する記録への記載をもって代えることができる。

17 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成

- (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、当該計画におけるサービスを提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められたサービスが提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しなければならない。
定期巡回・随時訪問看護介護は、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならない。

- (4) 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、計画担当者は、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。
- (5) 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、計画作成責任者が利用者又はその家族に対する当該計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。
- (6) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (7) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- (8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。
- (9) 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- (10) 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

<実地指導における不適正事例>

- ・ 居宅介護支援事業者とは別に、事業所独自のアセスメントを行っていない。
- ・ 居宅サービス計画を居宅介護支援事業者から取得していない。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者及び家族に説明し、利用者の同意を文書により得ていない。
- ・ 利用者からの同意を得た日付が、サービス提供後となっている。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していない。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況等の把握（モニタリング）について記録を行っていない。

18 同居家族に対するサービス提供の禁止

- ・ 従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービス（随時対応サービスを除く）の提供をさせてはならない。

19 利用者に関する市町村への通知

- ・利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - ①正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

20 緊急時等の対応

- ・従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- ・従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

21 管理者等の責務

- ・管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- ・管理者は、事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- ・計画作成責任者は、事業所に対する利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。

<実地指導における不適正事例>

- ・管理者が、従業者の管理、業務の実施状況を把握していない。
- ・管理者が、従業者に必要な指揮命令を行っていない。

22 運営規程

- ・事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - ①事業の目的及び運営の方針
 - ②従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ③営業日及び営業時間
 - ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
 - ⑤通常の事業の実施地域
 - ⑥緊急時等における対応方法
 - ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
 - ⑧虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までは努力義務）
 - ⑨その他運営に関する重要事項

23 勤務体制の確保等

- (1)利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務の体制（日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を明確に定めておかなければならない。
- (2)事業者は事業所ごとに、当該事業所の従業者によって、サービスを提供しなければならない。

「従業者」

雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指す。

- ・訪問看護サービスに従事する看護師等又は口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならない（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く）。
 - ・事業所が、適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所との密接な連携を図ることにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の事業所等との契約に基づき、その従業者に行わせることができる。
 - ・随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- (3)事業者は、具体的な研修計画を策定するとともに、従業者に対し、研修機関又は当該事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（福岡市独自基準）
- ・「利用者等の人権擁護」「高齢者虐待防止」「身体的拘束廃止への取組み」等に関する研修を定期的に（年1回以上）行うこと。（福岡市独自基準）

＜実地指導における不適正事例＞

- 月ごとの勤務（予定）表が作成されておらず、勤務状況が不明確である。
- 併設している事業所（住宅型有料老人ホーム等）において、一体的に勤務表が作成されている。
- 勤務表上、勤務時間、常勤・非常勤の別、従業員の兼務関係が不明確である。
- 全員分の出勤簿がない。
- 法人の役員であるという理由で出勤簿を作成しておらず、勤務状況が不明確である。
- 研修の年間計画が策定されていない。
- 福岡市の独自基準で定める3つの研修が実施されていない。
- 研修に関する記録が残されておらず、研修の内容や参加者等の実施状況が不明確である。
- 研修報告等が整備されておらず、他の従業員が参考にできる体制がない。

(4) 事業者は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 事業者が講ずべき必要な措置の具体的内容
 - a. 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
 - b. 相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- 事業者が講じることが望ましい取り組み
パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

24 業務継続計画の策定等

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の

業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。

25 衛生管理等

- 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（令和6年3月31日まで努力義務）
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
- 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 特に、従業員を感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

<実地指導における不適正事例>

- 衛生管理等のマニュアルが整備されていない。
- 衛生管理の内容等について、職員への周知、研修が十分になされていない。

26 掲示

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要（「運営規程の概要」「従業員の勤務の体制」「事故発生時の対応」「苦情処理の体制」「提供するサービスの第三者評価の実施状況」は必須）、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない。

<実地指導における不適正事例>

- 事業所に運営規程の概要、重要事項が掲示されていない。
- 事業所に苦情に対する措置の概要が掲示されていない。

27 秘密保持等

- 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- ・事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ・サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

＜実地指導における不適正事例＞

- ・従業員について、在職中及び退職後の業務上知り得た利用者等の秘密の保持について措置が講じられていない。（雇用時に秘密保持に関する誓約書を交わしていない又は誓約書の内容不備）
- ・サービス担当者会議等で利用者の個人情報を使用する際の同意を文書で得ていない。
- ・利用者からは同意を文書で得ているが、家族からの同意を文書で得ていない（家族からの同意を得るときの肩書は「本人代理人」では不可）。

28 広告

- ・事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

- ・居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

30 苦情処理

- ・提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に併せて記載するとともに、事業所に掲示しなければならない。
- ・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ・苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行わなければならない。
- ・提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行わなければならない。
- ・市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。

- 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国保連）が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行わなければならない。
- 国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。

＜実地指導における不適正事例＞

- 苦情を処理するために講ずる措置の概要が事務所に掲示されていない。
- 苦情に対する処理経過を記録する様式が整備されていない。
- 相談窓口として、市（区役所）、国保連の窓口が記載されていない。

31 地域との連携等

- サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する市町村の職員又は区域を管轄する地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会（介護・医療連携推進会議）を設置し、おおむね6月に1回以上、サービスの提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 複数の事業所の合同開催については、以下の要件を満たす場合に認める。
 - ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
 - ③ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
 - ④ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独開催で行うこと。
- 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、公表しなければならない。
- 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこと。
- 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行うよう努めなければならない。
 - ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。

＜実地指導における不適正事例について＞

- ・介護・医療連携推進会議の記録を公表していない。

32 事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ・利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ・事故発生時の対応方法を定めておくこと。
- ・損害賠償保険に加入すること、又は賠償資力を有すること。
- ・事故発生については、原因を解明し、再発防止の対策を講じること。

＜実地指導における不適正事例＞

- ・事故発生時の連絡マニュアル等がない。
- ・記録が整備されていない。
- ・再発防止のための対策（職員間での周知等）がなされていない。
- ・保険者への報告が必要な事例について、事故報告書を提出していない。

33 虐待の防止

(1) 虐待の未然防止

- ・事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

(2) 虐待等の早期発見

- ・当該事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

- ・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手续が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上(1)～(3)の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会

- ・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。
- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。
- ・なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ・虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。
 - a 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - b 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - e 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - g 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

イ 虐待の防止のための指針

- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
 - a 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

- b 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- c 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- d 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- e 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- f 成年後見制度の利用支援に関する事項
- g 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- h 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- i その他虐待の防止の推進のために必要な事項

ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修

- 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。
 - 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。
- また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えない。

エ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

- 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待を防止するための体制として、アからウまでに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

33 会計の区分

- 事業所ごとに経理を区分するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

34 記録の整備等

- 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。（福岡市独自基準）
 - * 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
 - * 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - * 主治の医師による指示の文書
 - * 訪問看護報告書
 - * 市町村への通知に係る記録

* 苦情の内容等の記録

* 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

35 電磁的記録等

- サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

※ 電磁的記録による保存は以下のいずれかの方法によること

- a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

※ その他、地域密着型サービス基準条例施行規則第 146 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるものに類するものは、a 及び b に準じた方法によること。

※ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムに安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。
 - a 電磁的方法による交付は、地域密着型サービス基準第 3 条の 7 第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。
 - b 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
 - c 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
 - d その他、地域密着型サービス基準条例施行規則第 146 第 2 項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、a から c までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

- e また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

V 人員及び運営に関する基準の特例

1 適用除外

- 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数については、次の規定は適用しない。

Ⅱ-5 訪問看護サービスを行う看護師等

Ⅳ-16 主治の医師との関係

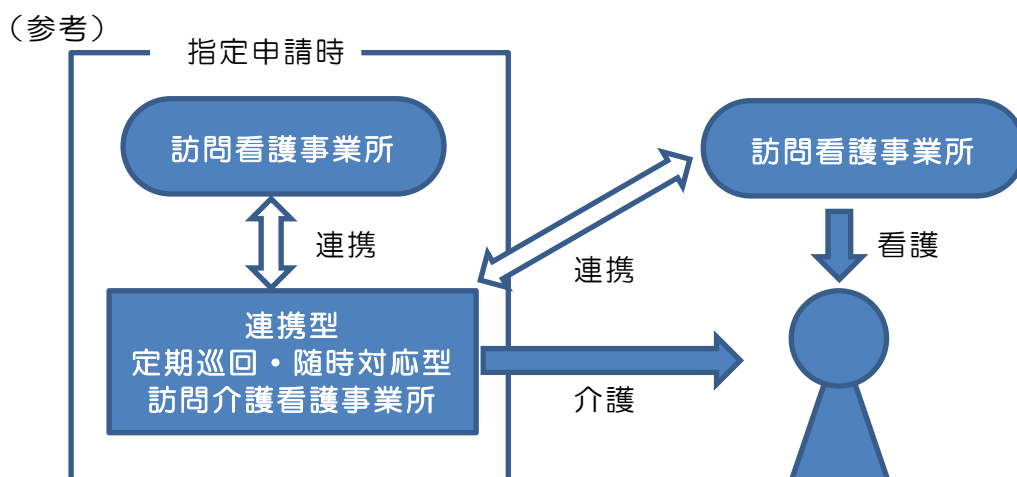
Ⅳ-17 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成(4)(5)(9)(10)

Ⅳ-34 記録の整備等(主治の医師による指示の文書、訪問看護報告書)

- 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携訪問看護事業所が行うことになる。したがって、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準が適用されないことを除けば、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)に係る基準が全て適用されることになるので、留意すること。

2 訪問看護事業者との連携

- 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該事業所の利用者に対して訪問看護の提供を行う訪問看護事業者と連携しなければならない。
- 連携する訪問看護事業者との契約に基づき、次の事項について必要な協力を得なければならない。
 - * 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメント及びモニタリングの実施
 - * 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保
 - * 介護・医療連携推進会議への参加
 - * その他サービスの提供に当たって必要な指導及び助言
- 一つの事業所が一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を併せて行うことは差し支えない。この場合において、次の点に留意すること。
 - * 当該事業所における指定申請は複数必要とはならないこと。
 - * 人員及び設備基準については、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準を満たすことで、いずれの事業の基準も満たすこと。
 - * 利用者に対し十分に説明を行ったうえで、いずれの事業によりサービス提供を受けるか選択させること。



Ⅵ 報酬に関する基準

1 地域区分

福岡市：5級地 1単位の単価：10.70円

2 介護報酬

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

なお、同費を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち訪問介護費（通院等乗降介助に係るものを除く。）、訪問看護費（連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く。）及び夜間対応型訪問介護費（以下「訪問介護費等」）は算定しないものとする。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利用開始時以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとする。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） ※一体型／1月につき

一体型		訪問看護なし(1)	訪問看護あり(2)
介護度	要介護1	5,697単位	8,312単位
	要介護2	10,168単位	12,985単位
	要介護3	16,883単位	19,821単位
	要介護4	21,357単位	24,434単位
	要介護5	25,829単位	29,601単位

- 訪問看護あり(2)について、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問看護サービスの利用をしようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）

が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から 14 日間に限って、訪問看護なし(1)の所定単位数を算定する（医療保険の給付対象となるため）。

- ・訪問看護あり(2)について、「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。
- ・末期の悪性腫瘍の患者等の取り扱いについては、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）は算定しない。

「厚生労働大臣が定める疾病等（平成 27 年厚労告第 94 号 4）」

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライムゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

- ・准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 98 に相当する単位数を算定する。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ） ※連携型／1 月につき

介 護 度	要介護 1	5,697 単位
	要介護 2	10,168 単位
	要介護 3	16,883 単位
	要介護 4	21,357 単位
	要介護 5	25,829 単位

3 各加算について

(1) 他サービスを利用した場合の減算

（通所系サービス）

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護

→ 所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に下表に掲げる単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。

< 減算単位数 >

区 分	要介護度別の減算単位数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （訪問看護サービスを行わない場合） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	要介護1 62 単位
	要介護2 111 単位
	要介護3 184 単位
	要介護4 233 単位
	要介護5 281 単位
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （訪問看護サービスを行う場合）	要介護1 91 単位
	要介護2 141 単位
	要介護3 216 単位
	要介護4 266 単位
	要介護5 322 単位

（短期入所系サービス）

短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模対機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る）、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る）

→ 短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。

具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く。）を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。

(2) 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下、同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い

- ・事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者（1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、1月につき600単位を所定単位数から減算する。
- ・事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、1月につき900単位を所定単位数から減算する。

※ 減算を受けている者と減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。

(1) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

(2) 当該減算は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

（同一敷地内建物等に該当しないものの例）

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(3) 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

(4) 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

- ・ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
- ・ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

(3) 緊急時訪問看護加算（一体型／区分支給限度基準額の算定対象外）

- ・ 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき315単位を所定単位数に加算する。

※ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できない。

※ 当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。

(4) 特別管理加算（一体型／区分支給限度基準額の算定対象外）

- 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき次に掲げる所定単位数のいずれかを加算する。
 - 特別管理加算（Ⅰ） 500 単位
 - 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
 - 特別管理加算（Ⅱ） 250 単位
 - 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - 真皮を越える褥瘡の状態
 - 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できない。
- ※ 当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。

(5) ターミナルケア加算（一体型／区分支給限度基準額の算定対象外）

- 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、死亡日及び死亡日前14日以内に2日、（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算する。
- ※ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できない。
- ※ 当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。
- ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。
 - a 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - b 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録

- 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
 なお、○については、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。
- ・ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。

「厚生労働大臣が定める基準」

- ・ ターミナルケアを受ける利用者について 24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護サービスを行うことができる体制を整備していること。
- ・ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ・ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

「厚生労働大臣が定める状態」

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシヤイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライムゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

(6) 初期加算

- ・ 利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間については、1 日につき 30 単位を所定単位数に加算する。30 日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再び開始した場合も同様とする。

※ ただし、登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く）は算定できない。

(7) 退院時共同指導加算（一体型）

- ・ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院

又は退所するに当たり、保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後、当該者の退院又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき**1回**（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、**600単位**を所定単位数に加算する。

(8) 総合マネジメント体制強化加算

- ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、**1月につき1,000単位**を所定単位数に加算する。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせ、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものである。

イ 次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。

- a 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。
- b 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。

「厚生労働大臣が定める基準」

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

(9) 生活機能向上連携加算

所定の体制を備えて、サービスを提供した場合に、下記(Ⅱ)、(Ⅰ)のいずれかの加算が算定できる。

① 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

ア 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものでなければならない。

イ アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。

カンファレンスは、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。

また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施し

ている医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。

ウ アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。

- a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標
- c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
- d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容

エ ウのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。

オ アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。

- （1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。
- （2月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。
- （3月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。

カ 本加算はイの評価に基づき、アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度イの評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション等の提供が終了した

場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。

- キ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びウのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。

② 生活機能向上連携加算（I） 100単位／月

計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

ア 生活機能向上連携加算(I)については、①のイ、カ及びキを除き①を適用する。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものである。

- a ①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。

なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。

- b 当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行うこと。なお、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、aの助言の内容を記載すること。
- c 本加算は、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した初回の月に限り、算定される

ものである。なお、aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。

- d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。

(10) 認知症専門ケア加算（いずれかのみ加算）

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に加算する。

○ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90単位/月

〈算定要件〉

- ① 事業所における入所者の総数のうち、対象者の占める割合が2分の1以上であること。

* 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指す。

* 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

※当該ランクに該当する者のみ加算を算定することができる。

- ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上に配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

* 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」。認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

- ③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催していること。

*会議の実施に当たっては、全員が一同に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を言う。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

○ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120 単位/月

〈算定要件〉

- ① 「（Ⅰ）の加算要件」の基準のいずれにも適合すること。
- ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了しているものを1名以上配置し、事業全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
*「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」大尾「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」、「認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。
- ③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。

「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

イ 加算の算定要件として「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下「判定結果」という。）を用いる。

ロ 前項の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930代5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について ・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いる。

ハ 医師の判定がない場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)に認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いる。

(11) サービス提供体制強化加算

所定の体制を備えて、サービスを提供した場合に、下記の(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)いずれかの加算が算定できる。(支給限度額管理の対象外)

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750 単位/月 (A、B、C、D の要件すべて)

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640 単位/月 (A、B、C、E の要件すべて)

○サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350 単位/月 (A、B、C、F の要件すべて)

〈算定要件〉

- A. 当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。
- B. 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- C. 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的の実施すること。
- D. 次のいずれかに適合すること。
 - a. 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
 - b. 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、継続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
- E. 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者および介護職員基礎研修過程修了者の占める割合が100分の60以上であること。
- F. 次のいずれかに適合すること。
 - a. 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。
 - b. 当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。
 - c. 当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

※ D、E、F の割合は、月毎に算出したものを記録しておくこと。

・ A について

従業者ごとの「研修計画」については、①当該事業所におけるサービス従事者

の資質向上のための研修内容と、②当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、③従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

• B について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。

また、会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- a 利用者のADLや意欲
- b 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- c 家庭環境
- d 前回のサービス提供時の状況
- e その他サービス提供に当たって必要な事項

• C について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。

- 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。

- ・ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- ・ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

(12) 介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算

令和5年度地域密着型サービス事業所集団指導資料（共通編）68頁参照。

(13) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

当該事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 当該加算は、区分支給限度額から控除する。

＜別に厚生労働大臣が定める地域＞

離島振興対策実施地域／奄美群島／豪雪地帯及び特別豪雪地帯／辺地／
振興山村／小笠原諸島／半島振興対策実施地域／特定農山村地域／
過疎地域／沖縄振興特別措置法に規定する離島

(14) 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和5年度地域密着型サービス事業所集団指導資料（共通編）68頁参照。

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等にご活用ください。

(1) 厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

(2) 厚生労働省 介護保険最新情報

厚生労働省が発出している介護保険の最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/index_00010.html

(3) 介護サービス関係Q&A

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/qa/index.html

(4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

(5) 「医療保険と介護保険に給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000613583.pdf>

※ 検索サイトで「保医発 0327 第3号」で検索すると閲覧できます。

福岡市福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

電話 : 092-711-4257

FAX : 092-726-3328

E-mail : kyotaku@city.fukuoka.lg.jp